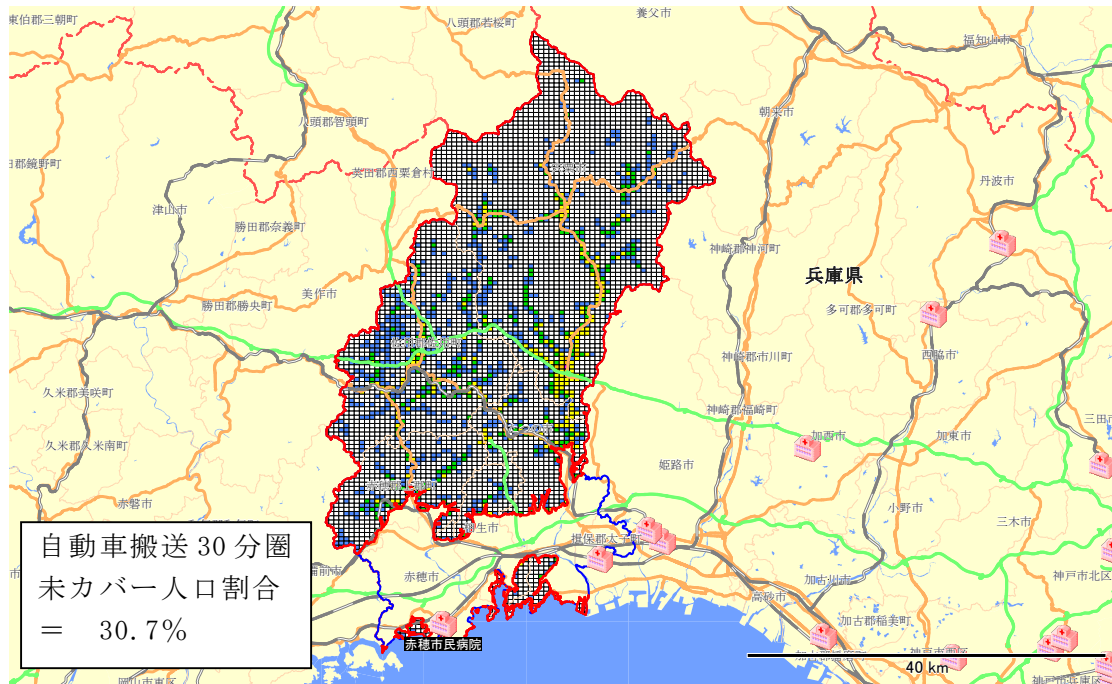
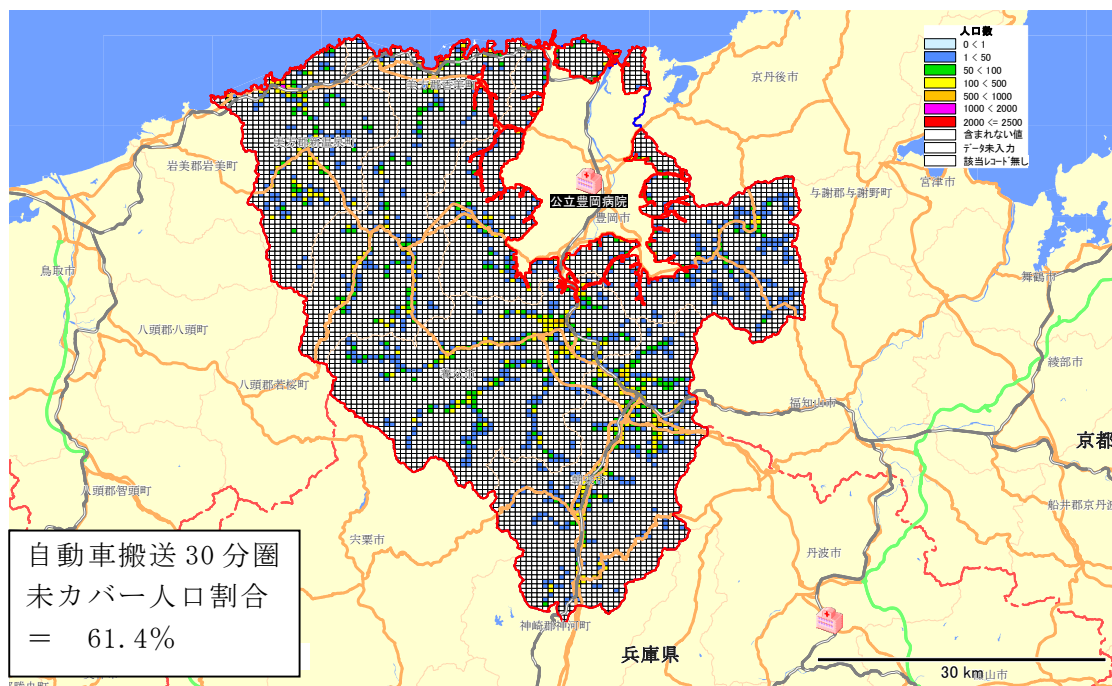


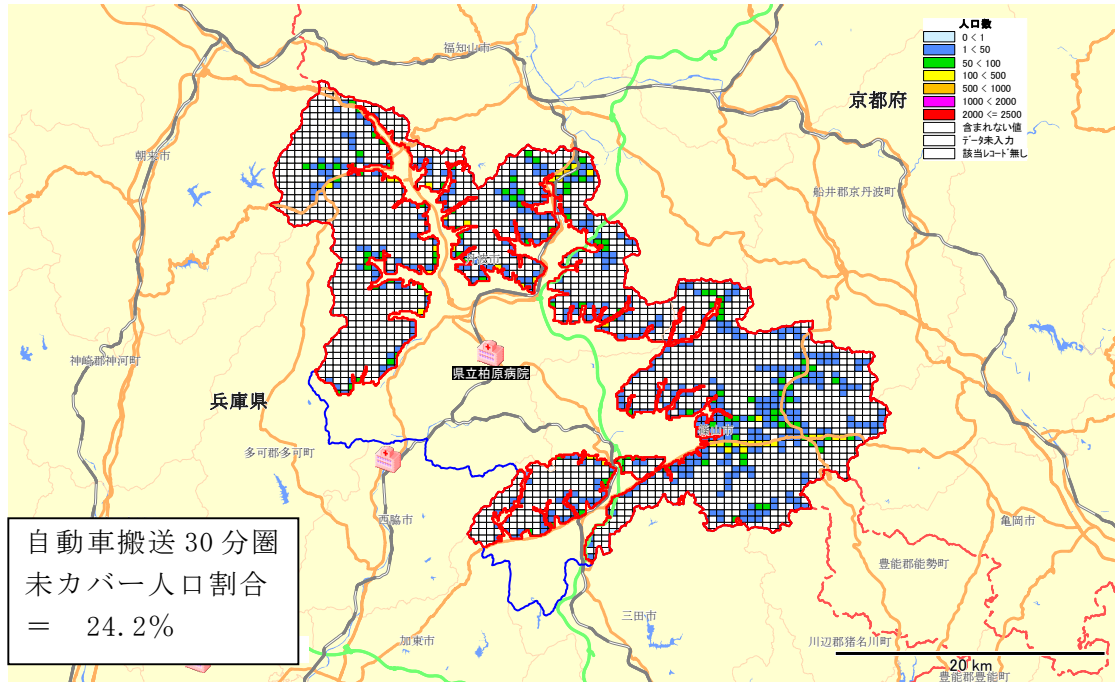
【西播磨圏域】



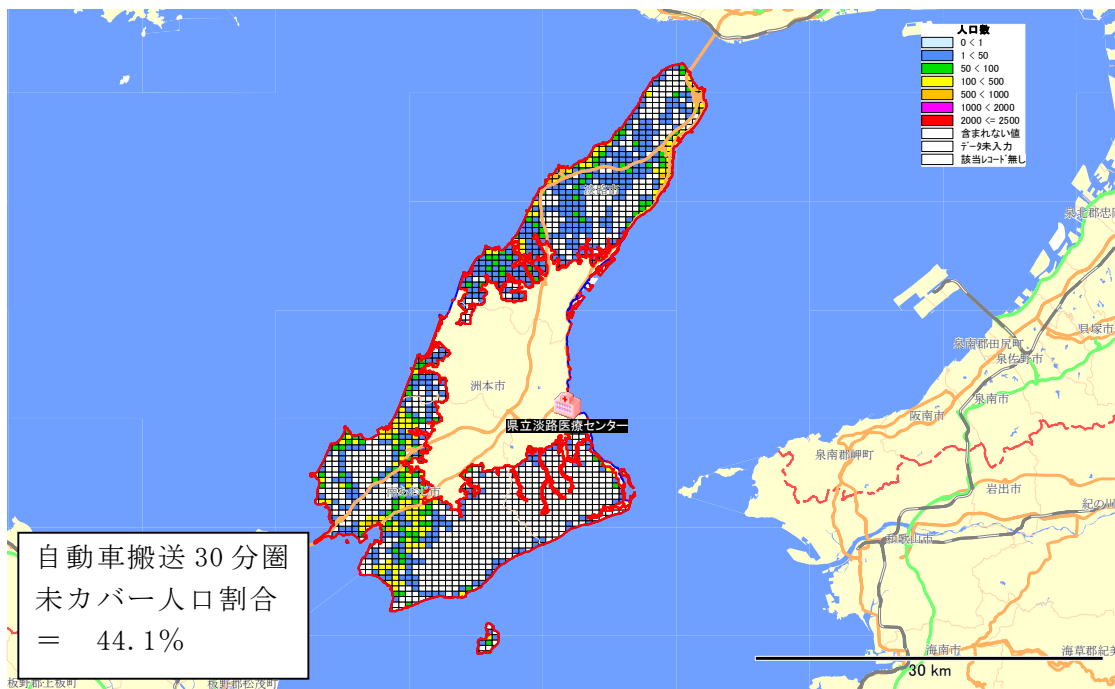
【但馬圏域】



【丹波圏域】



【淡路圏域】



5 用語解説

○ 地域医療構想調整会議

都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」（医療法第30条の14）のことで、「地域医療構想策定ガイドライン」（平成27年3月）上で、「地域医療構想調整会議」と呼称することとされた。

医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議することとされている。

○ 病床機能報告制度

医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度（医療法第30条の13）。

○ NDB (National Database)

レセプト情報・特定健診等情報データベースの呼称である。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、厚生労働大臣が医療保険者等より収集するレセプト（診療報酬明細書及び調剤報酬明細書）に関する情報並びに特定健康診査・特定保健指導に関する情報をNDBに格納し管理している。

○ 医療区分

療養病棟の診療報酬の施設基準に用いられる、入院患者の状態像であり、次のように区分されている。

- ・医療区分3：スモン、24時間の持続点滴、中心静脈栄養など
- ・医療区分2：筋ジストロフィー、多発性硬化症、透析、頻回の血糖検査など
- ・医療区分1：医療区分2と3以外

○ DPC 病院

DPC (Diagnosis Procedure Combination) とは、診断と処置の組み合わせによる診断群分類のこと。DPC を利用した包括支払システムを DPC/PDPS (Per-Diem Payment System; 1日当たり包括支払い制度) という。一定の参加要件を満たす病院は、DPC を用いて入院医療費の定額支払い制度に参加するとともに、退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等についての調査データを全国統一形式の電子データとして提出している。

○ 地域医療介護総合確保基金

都道府県が計画した、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）に要する経費を支弁するため、消費税増収分を活用して、都道府県に設置する基金（医療介護総合確保促進法第6条）。